

# 【16】 事業者団体規制、適用除外

2017-06-02

- 事業者団体規制
  - 3類型と同等の行為を事業者団体が主導
  - 条文
    - 2条2項（事業者団体の定義）
      - 2条1項後段
    - 8条（違反要件）
    - 8条の2、8条の3
  - 事業者団体
    - 事業者団体に該当し得る者が事業者として3類型の違反行為をすることもあ  
る（相対性）
    - 「主たる目的」
  - 8条2号
    - 使い道のない6条の子分
  - 8条1号・4号
    - いずれも競争停止行為
      - 1号「競争を実質的に制限する」
      - 4号「公正競争阻害性」と同等
      - （他者排除行為と1号については3号で後述）
    - 価格関連行為は1号のみとする文献多いがウソ（例、H7大阪バス協会）
    - 1号か4号かで課徴金の有無に差が出る
      - 近年では8条1号の課徴金はなく、4号で命令するか、警告以下（な  
の）で1号を使うか、のいずれか
    - 最近の主な事例
      - H24白干梅警告
        - 複数の事業者団体が違反者となることもある
      - H27水先人排除措置命令
      - H27西日本私立小学校連合会等警告等
        - 8条4号か8条1号か（公正取引781号）
  - 8条3号
    - 他者排除行為、公正競争阻害性の段階
      - 1号を使うこともできるが、課徴金対象外であり（8条の3）、当局に  
とって使うインセンティブがない。
    - 一定の事業分野
      - 一定の取引分野（市場）と同義だが、供給者が需要者か、いずれか一  
方の事業者の数を数える趣旨。
    - 現在又は将来の事業者の数を制限する
      - 排除効果と同義 → 公正競争阻害性と同義 → 排除効果重視説

- 8条5号
  - 「事業者に」
    - 構成事業者という限定はない
  - 「不公正な取引方法に該当する行為」
    - （論理的ではないが）「不公正な取引方法の行為要件を満たす行為」と解されている
      - 複数の「事業者」にさせて、それらが相俟って1個の公正競争阻害性をもたらす場合にも適用し得る
  - H9日本遊戯銃協同組合
- 適用除外
  - 22条
    - 例、農協が小規模農家の相互扶助のため農作物の一元販売をすること自体
    - 公取委が独禁法を適用したい場合の法律構成
      - ただし書（2種）
        - 例、H29土佐あき農業協同組合
      - 「組合...の行為」を狭く解釈
        - H27網走管内コンクリート製品協同組合
          - 共同販売を装いながら客や対価を制限
        - 農協法上級者向け相談事例（公正取引743号48-49頁）
  - 21条
    - 掲げられていない知的財産法（種苗法、不正競争防止法など）も含む
      - 下記のように、全体として確認規定であるのであまり意味のない議論
    - 確認規定（違反するものは違反し、違反しないものは違反しない）
      - 「権利の行使とみられる行為」と「権利の行使と認められる行為」
    - 「知的財産制度の趣旨」は、知的創作・投資のインセンティブ保護という正当化理由として読み込み、インセンティブを阻害しないよう慎重に独禁法違反要件論をするようにすればよい。21条は不要。
      - 米国・EUはそのようにしている
  - 23条
    - 1項の指定は蛻の殻（H9.4.1.～）
    - 4項「著作物」
      - 新聞、書籍、雑誌、レコード盤、音楽用テープ、音楽用CD
    - 公取委はH7に廃止しようとしたが、強い反対に遭い、H13に断念宣言
    - 再販売価格拘束をしてもよい、ということであり、これらの著作物について再販売価格拘束をしなければならない、というのではない
    - この適用除外の対象外であるからといって、直ちに違反といえるか
      - 電子書籍
    - 生協書籍部の組合員証